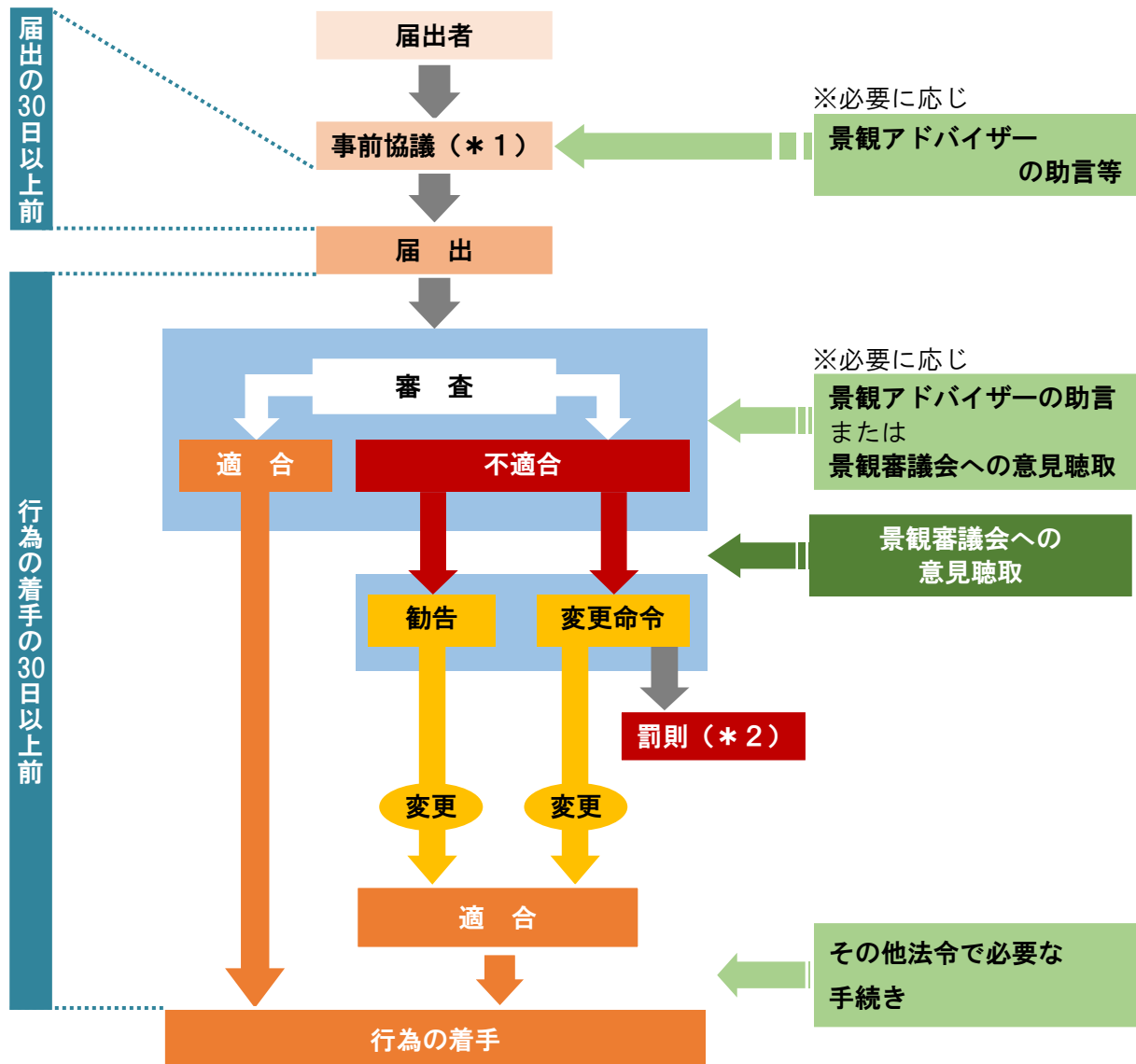


■行為の届出に係る手続きの流れ



* 1 建築物等の計画について、景观形成基準に照らして、協議を行います。

* 2 景观法に基づき、次のとおり罰則を適用します。

○30万円以下の罰金…届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、行為の着手制限期日を守らず着手した場合等

○50万円以下の罰金…変更命令に従わない場合等

○1年以下の懲役又は50万円以下の罰金…原状回復命令に従わない場合